

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

将来にわたり継続して取組むため、日常的な維持管理、各種施策の実施状況や効果等について、定期的に経過観察(モニタリング)を行い、事業の進捗状況、課題等の検証を行い、史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の適切な推進を図るとともに、課題を早期に把握し、その解決を図ります。

第2節 経過観察の方法

1 内部検証

文化庁の作成した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」及び「史跡等整備のてびき」に提示されている自己点検票を元に自己点検票を作成し、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況について内部検証を年1回行います。

史跡等・重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ク) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
(6) 整備に関する こと	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関する こと	ケ) ガイド等施設の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
(8) 予算に関する こと	ウ) 連携等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
(9) 整備に関する こと	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
(10) 整備に関する こと	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(11) 運営・体制・連携に関する こと	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
(12) 予算に関する こと	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

図. 史跡等重要文化的景観の自己点検票

(平成26年度「記念物・重要文化的景観」マネジメント支援事業
史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書(文化庁文化財部記念物課平成27年3月)より

2 史跡高遠城跡整備委員会や伊那市文化財審議委員会での審議

内部検証の結果を含め、史跡高遠城跡整備委員会や伊那市文化財審議委員会に各事業の進捗状況、取組の内容を報告し、文化財保護の観点から、適切なものであるか審議を受けるとともに、今後の進め方、課題がある場合にはその解決策等について指導・助言を仰ぎます。

3 計画の見直し

施策の経過観察や調査・研究による新たな知見、関連法令や社会状況の変化によって計画の変更が必要となった場合には、文化庁及び長野県、その他関係機関等と協議し、計画の見直しを行います。